

平成30年度決算

長浜市財政白書

令和2年3月

長浜市総務部財政課

はじめに

長浜市の財政を取り巻く状況は、普通交付税の合併算定替の縮減及び社会保障経費の増大により非常に厳しいものとなっています。また、平成22年1月の1市6町合併により財政規模が増大していることから、合併基本計画等に基づき、同規模団体程度の規模に縮小していく必要があります。

今後、人口減少・少子高齢化により市税等の一般財源が減少する恐れがある中で、多様化・複雑化する行政ニーズに的確に responding していくためには、これまで以上に財源を確実に確保するとともに、行財政の健全化・合理化を推進するなど、安定した財政基盤の確立と健全な財政運営の推進を図ることが必要です。

さらに、長浜市の財政状況については、市民の皆さんと共有していくことが必要です。

このため、平成30年度の決算状況について、市民の皆さんにお知らせするために「長浜市財政白書」を作成しました。

この財政白書により、市民の皆さんの本市行財政運営に対するより一層のご理解とご協力をいただければ幸いです。



<目次>

I 平成30年度決算の概要		IV 地方債の状況	
1 財政白書とは	P 1	1 地方債残高	P 12
2 会計の決算統計上の分類	P 1	2 県内他市との比較（地方債残高）	P 12
3 長浜市の決算状況	P 1		
II 歳入の状況		V 債務負担行為額の状況	
1 歳入の構造	P 2	1 債務負担行為額	P 13
2 市税	P 4	2 県内他市との比較（債務負担行為額）	P 13
3 県内他市との比較（市税収入額）	P 4		
4 地方交付税	P 5	VI 基金の状況	
5 県内他市との比較（地方交付税）	P 5	1 基金残高	P 14
		2 県内他市との比較（基金残高）	P 14
III 歳出の状況		VII 主な財政指数	
1 目的別経費	P 6	1 経常収支比率	P 15
2 性質別経費	P 7	2 財政力指数	P 15
3 人件費	P 9		
4 県内他市との比較（人件費）	P 9	VIII 健全化判断比率・資金不足比率	
5 投資的経費	P 10	1 地方公共団体財政健全化法	P 16
6 県内他市との比較（投資的経費）	P 10	2 対象とする範囲	P 16
7 公債費	P 11	3 実質赤字比率	P 17
8 県内他市との比較（公債費）	P 11	4 連結実質赤字比率	P 17
		5 実質公債費比率	P 17
		6 将来負担比率	P 18
		7 資金不足比率	P 18

* この財政白書では、市民一人あたりの分析には、平成25年度以前は3月31日現在、平成26年度以降は1月1日現在の住民基本台帳人口を用いています（※国の調査期日等の変更にあわせて、平成26年度から時点を変更しました）。

* 平成24年7月の住民基本台帳法改正により、外国人が住民基本台帳の登録対象となったことから、平成24年度から市民一人あたりの分析数値が減少しています。

* 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所があります。

* 平成21年度以前は、長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町の決算額の合計です。

I 平成30年度決算の概要

1 財政白書とは

○財政白書は、長浜市の財政状況をわかりやすく紹介した資料で、長浜市の家計簿の役割を果たしています。

決算はいわば「まちの家計簿」、やりくりの結果です。市民の皆さんからの税金や国・県からの補助金などがどれくらい入り、どのような目的に使われたかを広く知っていただくとともに、時代のニーズに対応した柔軟で効率の良い行財政システムを構築するための議論の資料として、この財政白書を作成しました。

2 会計の決算統計上の分類

○地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分されていますが、全国的に使われている共通ルールでは、普通会計と公営事業会計とに区分して整理します。

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分されています。しかし、地方公共団体は、独自の判断で条例によって特別会計を設置することができることから、一般会計で経理する事務事業の範囲が一樣ではありません。このため、経理する事務事業の範囲を一致させて、比較できるようにした統計上の会計区分が普通会計と公営事業会計です。

一般行政部門の会計は普通会計として整理されていることから、本紙では普通会計を中心として、平成30年度の決算状況を紹介していきます。

一般会計	普通会計
特別会計	公営事業会計
	国民健康保険会計
	後期高齢者医療保険会計
	介護保険会計 等
	公営企業会計 (病院・下水道等)

3 長浜市の決算状況

○長浜市の平成30年度普通会計の決算は、歳入が590.0億円、歳出が571.6億円で、実質収支は7.6億円の黒字となりました。

長浜市の平成30年度普通会計の決算は、歳入が590億円で前年度比4.2%の増、歳出が572億円で前年度比5.3%の増でした。歳入と歳出の差額から、翌年度へ繰り越した事業の財源を除いた実質収支は、7.6億円の黒字となりました。

(単位：百万円)

区分	長浜	大津	彦根	近江八幡	草津	守山	栗東
歳入決算額	59,006	122,409	44,927	36,545	48,944	29,289	27,239
歳出決算額	57,159	120,557	43,842	35,603	48,109	28,007	26,674
歳入歳出差引額	1,847	1,853	1,085	942	835	1,282	565
翌年度繰越財源	1,089	542	156	392	374	388	53
実質収支	758	1,310	929	550	461	893	513

(単位：円)

市民1人当たり歳出額	482,361	351,528	387,397	433,174	359,091	336,825	383,615
------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(単位：百万円)

区分	甲賀	野洲	湖南	高島	東近江	米原
歳入決算額	42,936	19,935	21,083	31,199	50,898	20,565
歳出決算額	41,410	19,407	20,772	30,314	49,037	19,685
歳入歳出差引額	1,526	529	310	885	1,861	880
翌年度繰越財源	332	48	27	74	276	45
実質収支	1,194	481	284	811	1,585	835

(単位：円)

市民1人当たり歳出額	455,182	379,810	377,314	619,129	428,788	500,961
------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

Ⅱ 歳入の状況

1 歳入の構造

○市税収入は地方交付税を上回っています。
○自主財源比率は41.4%で前年度比1.0%の減となっています。

長浜市の平成30年度歳入決算額は590億円で、構成割合は、市税28%をはじめ、地方交付税27%、国庫・県支出金18%になっています。

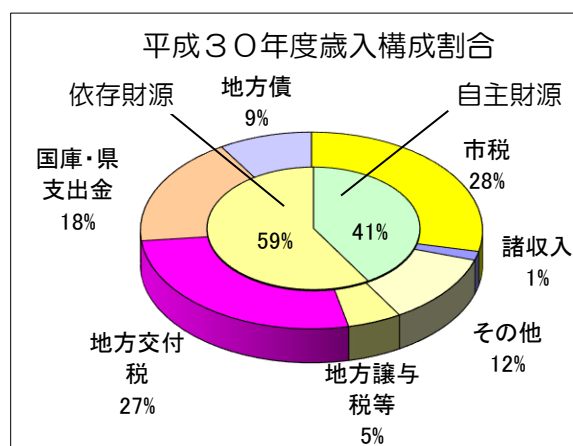
歳入の根幹をなす市税は、主要法人等の減収減益による法人市民税の減収や評価替による家屋減価等の影響による固定資産税の減収により、市税全体で前年度比0.7億円の減となりました。また、地方債については、消防本部庁舎整備事業債、体育施設整備事業債及び文化施設整備事業債等の増加により前年度比16.6億円の増となっています。平成30年度の自主財源の割合は、41%と依然として低い水準にあります。

一方、依存財源である地方交付税は27%を占めており、市税に次ぐ構成割合となっています。

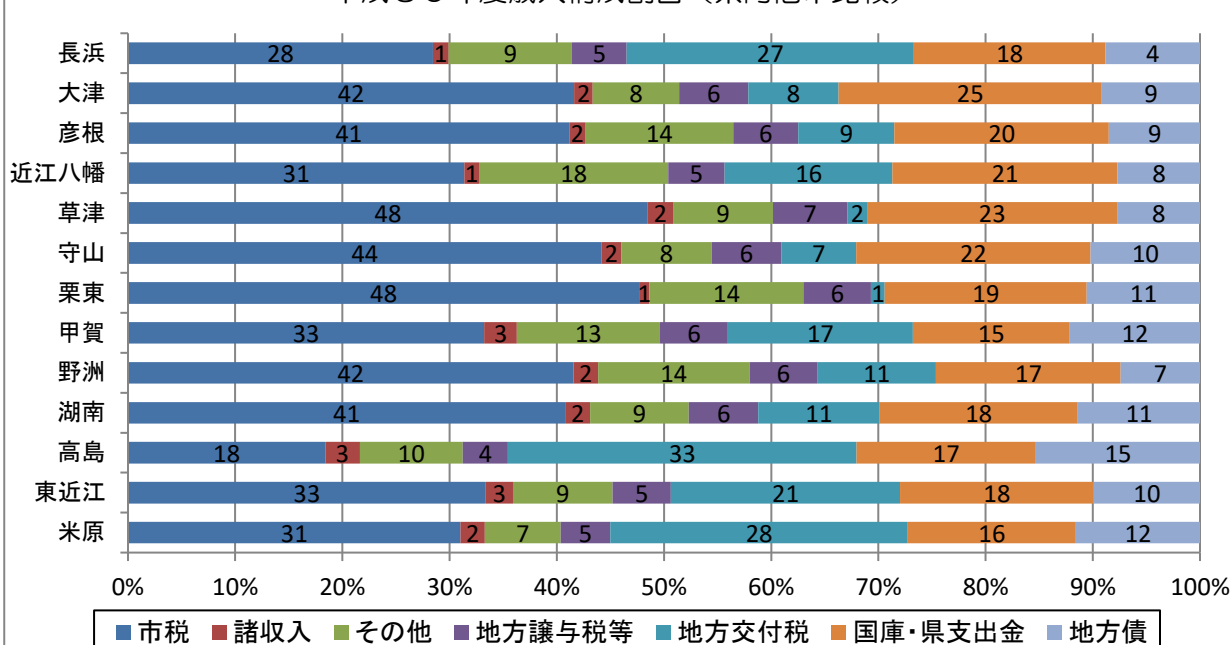
普通交付税の合併算定替が令和2年度で終わることから、交付税に依存しない自立した財政運営が求められています。

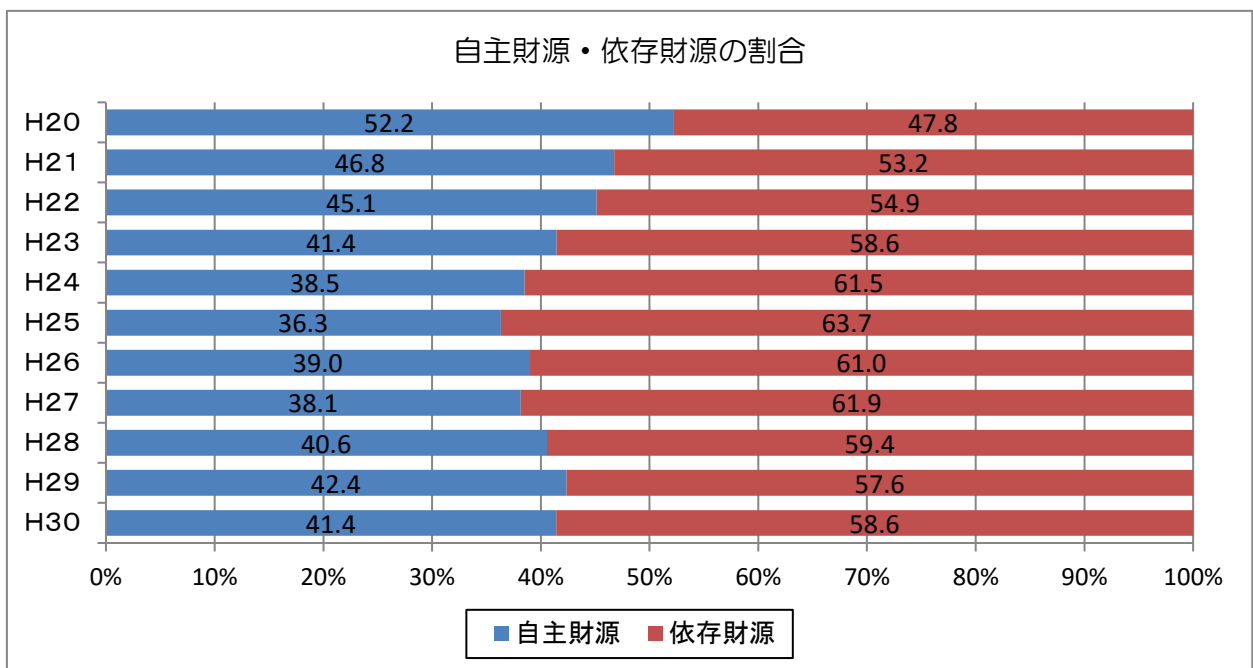
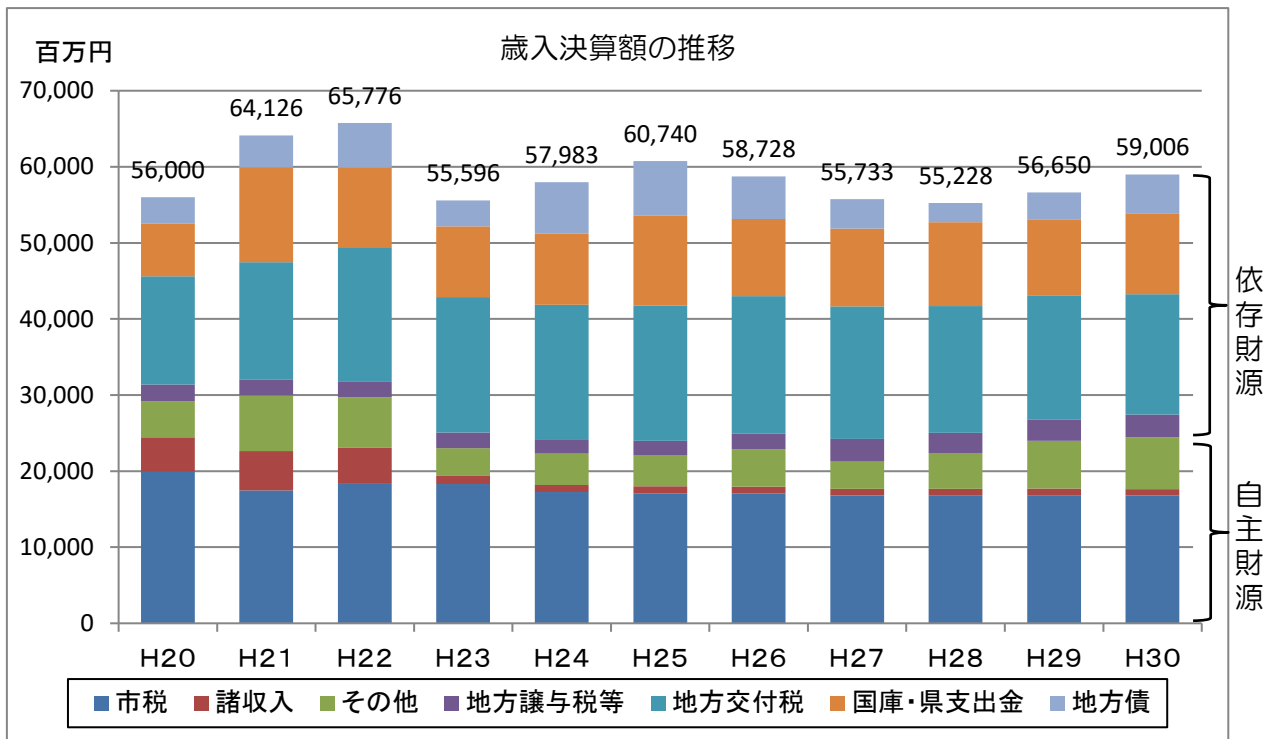
(単位：百万円)

区分	H20	H25	H30
市税	19,908	17,093	16,785
諸収入	4,557	920	865
その他	4,747	4,048	6,788
地方譲与税等	2,176	1,925	3,008
地方交付税	14,242	17,810	15,807
国庫・県支出金	6,884	11,748	10,545
地方債	3,487	7,195	5,207
歳入総額	56,000	60,740	59,006



平成30年度歳入構成割合（県内他市比較）





自主財源	○市税	市民の皆さんに納めていただく市民税や固定資産税など
	○諸収入	市が受託した事業の収入や預金利子など
	○その他	前年度の繰越金、施設等の使用料、各種手数料など
依存財源	○地方譲与税等	国税の一部が使途を決めて地方公共団体に配分されるお金
	○地方交付税	国税の一部が使途を決めずに地方公共団体に配分されるお金
	○国庫・県支出金	特定の目的の財源として、国や県から交付されるお金
	○地方債	市が国や金融機関などから借り入れるお金
○自主財源		市税や使用料のように市が自ら決定し、収入されるお金
○依存財源		国や県から定められた額を交付される収入

2 市税

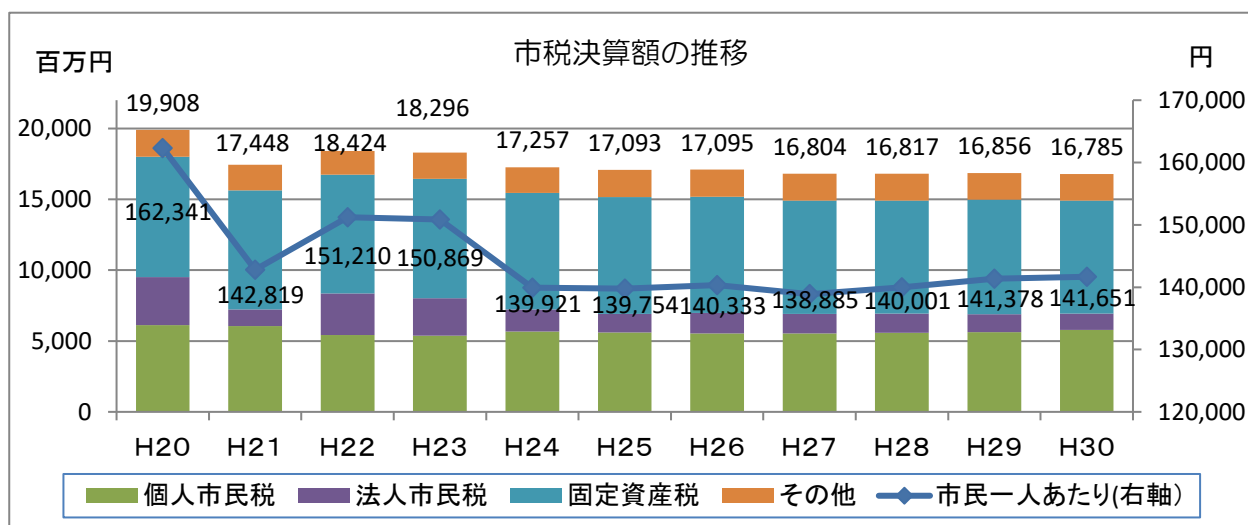
○市税の収入は、歳入の約3割を占める重要な財源です。平成30年度の税収は、前年度比0.7億円の減となりました。
○市民一人あたりの市税収入額は、県内市平均より低い水準にあります。

市税収入は、景気の回復や税制改正の影響等により、平成20年までは増加傾向にありましたが、平成21年度は、世界的な経済状況の悪化の影響により、法人市民税が大きな減収となりました。その後、平成22、23年度には、一部企業の業績回復によりやや増収になったものの、平成24年度以降は、景気の低迷による法人市民税の減少等により、市税決算額はやや低調に推移しています。

(単位：百万円)

区分	H20	H25	H30
個人市民税	6,136	5,615	5,782
法人市民税	3,384	1,291	1,159
固定資産税	8,498	8,267	7,979
その他市税	1,890	1,920	1,864
市税総額	19,908	17,093	16,785
一人あたり(円)	162,341	139,754	141,651

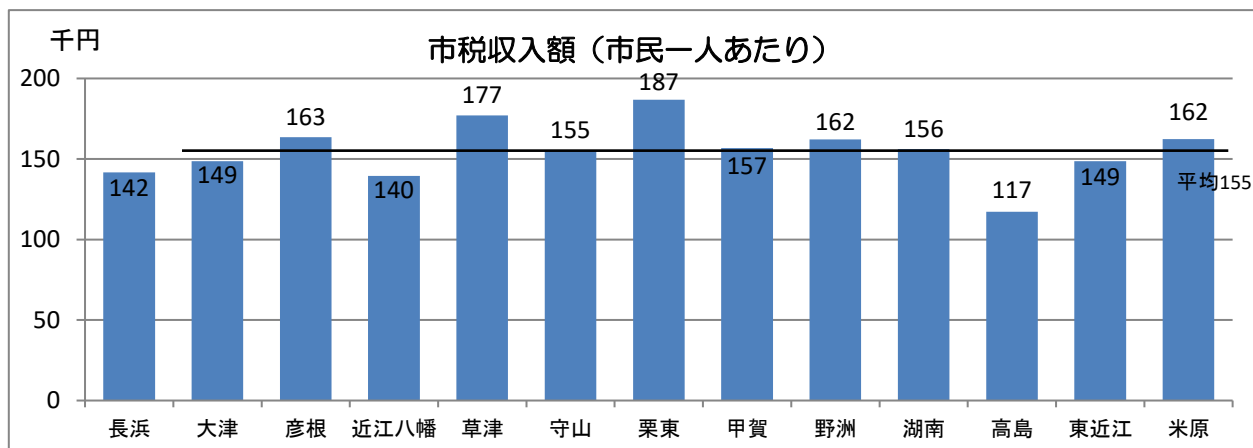
※一人あたりの県内市平均 154,569円



3 県内他市との比較（市税収入額）

長浜市の市民一人あたりの市税収入額は、平成30年度で14万2千円となっており、低い方から3番目となっています。

(県内他市中順位)
低い方から
3番目



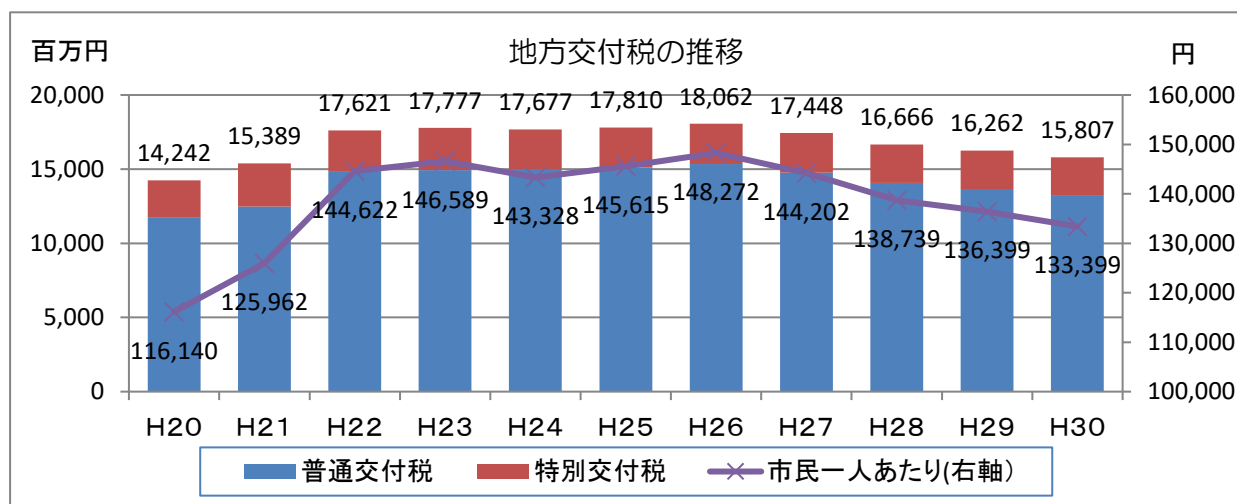
4 地方交付税

- 地方交付税は、普通交付税と特別交付税の2種類に区分されます。
- 地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスを提供できるようにするものです。

長浜市の平成30年度の地方交付税額は158億1千万円でした。普通交付税は合併特例措置制度により、本来受け取れる額より多く（平成30年度は12億円）交付されており、平成27年度から徐々に減少していく制度となっています。また、歳入に占める割合は27%で、地方交付税に頼らざるを得ない財政体質となっています。

(単位：百万円)

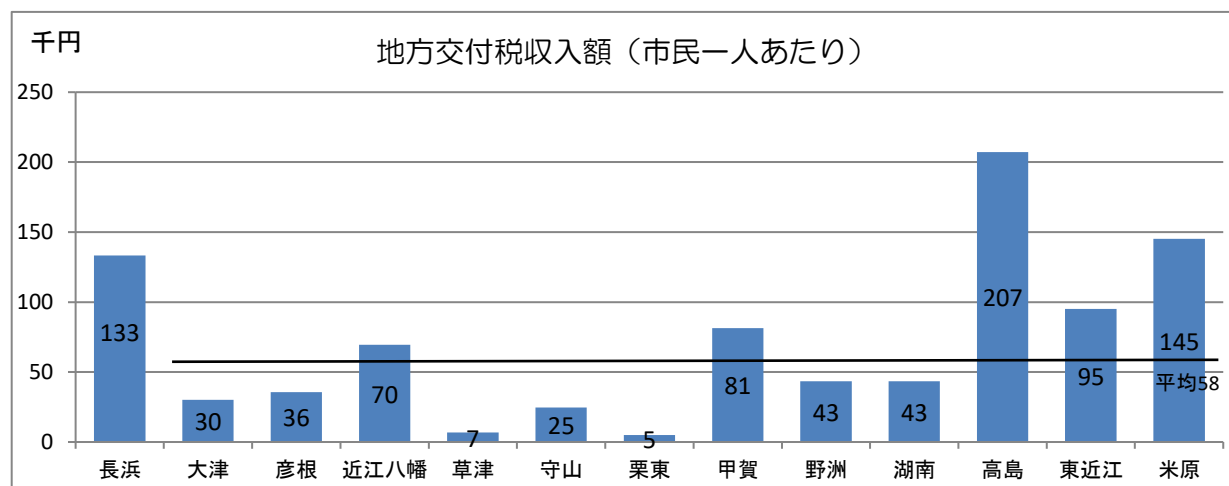
区分	H20	H25	H30
普通交付税	11,765	15,103	13,262
特別交付税	2,477	2,708	2,546
交付税総額	14,242	17,810	15,807
一人あたり(円)	116,140	145,615	133,399



5 県内他市との比較（地方交付税）

長浜市の市民一人あたりの地方交付税収入額は、平成30年度で13万3千円となっており高い方から3番目ですが、上位の市はいずれも合併による特例措置により高くなっています。地方交付税制度では、市税収入が高い自治体ほど地方交付税収入は低くなります。

(県内他市中順位)
高い方から
3番目



Ⅲ 歳出の状況

1 目的別経費

○歳出を目的別に分類すると、市の予算がどの分野にどれだけ配分されているかがわかります。

○平成30年度は、民生費、教育費の割合が高くなっています。

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、土木費、教育費などに分けられます。

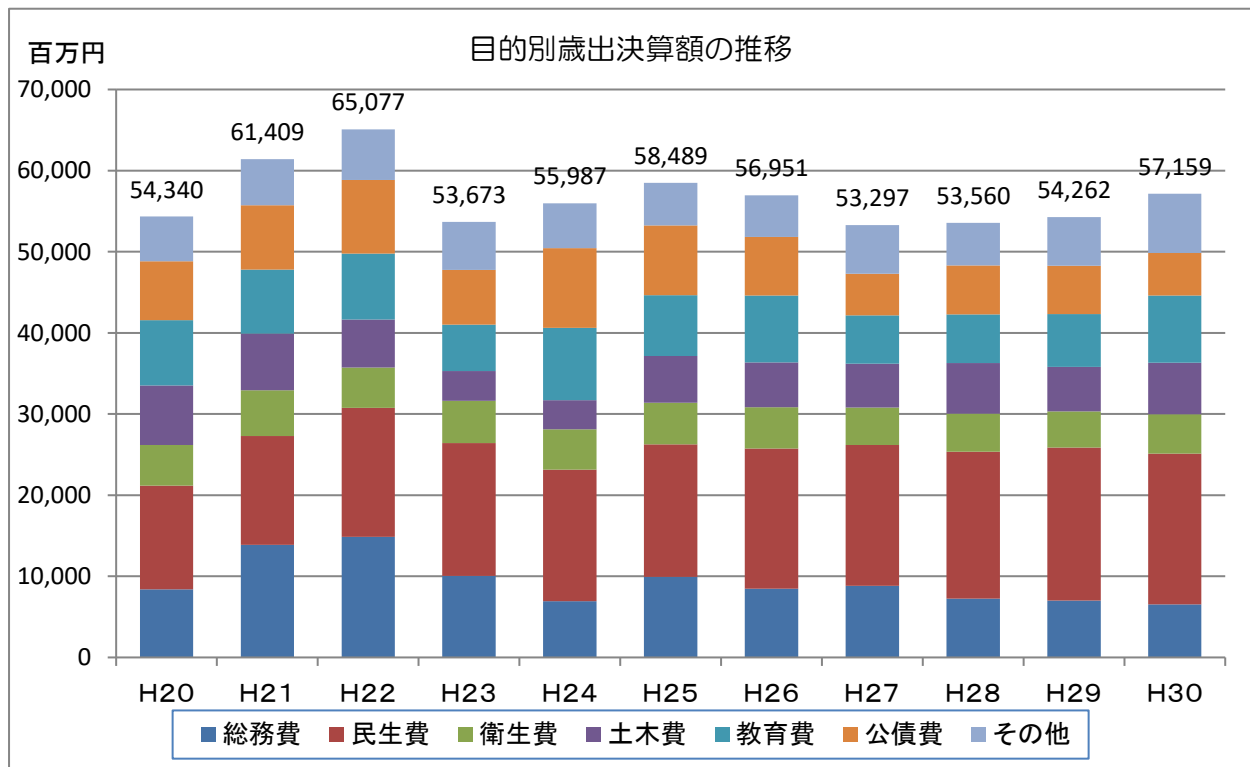
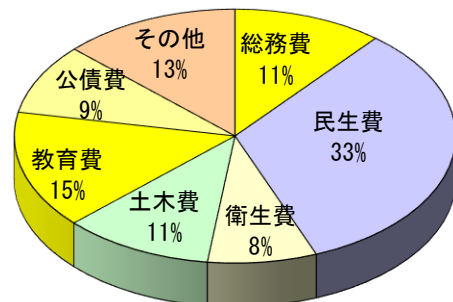
長浜市における平成30年度歳出決算額は571.6億円で、その目的別構成割合は、民生費33%、教育費15%、総務費11%の順になっています。平成30年度は、ながはま文化福祉プラザ及び長浜伊香ツインアリーナ等の大型建設事業が増加したことにより教育費が17.9億円、また、消防等本部庁舎整備に係る湖北地域消防組合負担金が増加したことにより消防費が10.9億円増加しました。

一方で、市債元金償還金及び繰上償還金の減少により公債費が7.1億円減少しました。

(単位：百万円)

区分	H20	H25	H30
総務費	8,379	9,928	6,526
民生費	12,785	16,330	18,604
衛生費	5,009	5,133	4,835
土木費	7,362	5,743	6,353
教育費	8,050	7,533	8,277
公債費	7,230	8,600	5,249
その他	5,525	5,221	7,315
歳出総額	54,340	58,489	57,159

平成30年度歳出目的別構成割合



2 性質別経費

- 歳出を性質別に分類すると、市の財政構造がわかります。
○歳出総額の中では、義務的経費は減少し投資的経費は増加しました。

地方公共団体の経費は、その性質によって、義務的経費、投資的経費、その他の経費に大きく分けることができます。長浜市における性質別構成割合は、補助費等19%、扶助費18%、人件費14%の順になっています。

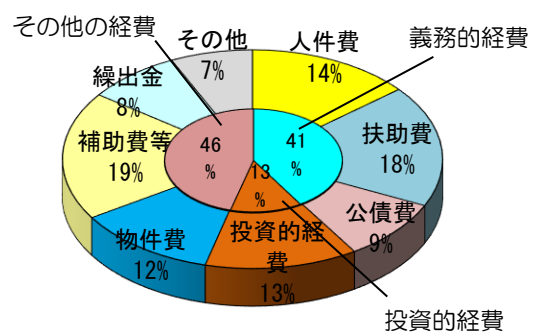
歳出性質別に前年度からの増減額が大きいものを見た場合、補助費等は公共下水道事業会計負担金や湖北地域消防本部庁舎の建設負担金により32.7億円増加しています。一方で、繰出金は、平成30年度から公共下水道事業が企業会計になり、繰出金から補助費等に移行したたことにより19.2億円減少しています。

また、投資的経費が元浜町13番街整備事業やながはま文化福祉プラザ整備事業等の大型建設事業や災害復旧事業費の増加により22.5億円増加しています。

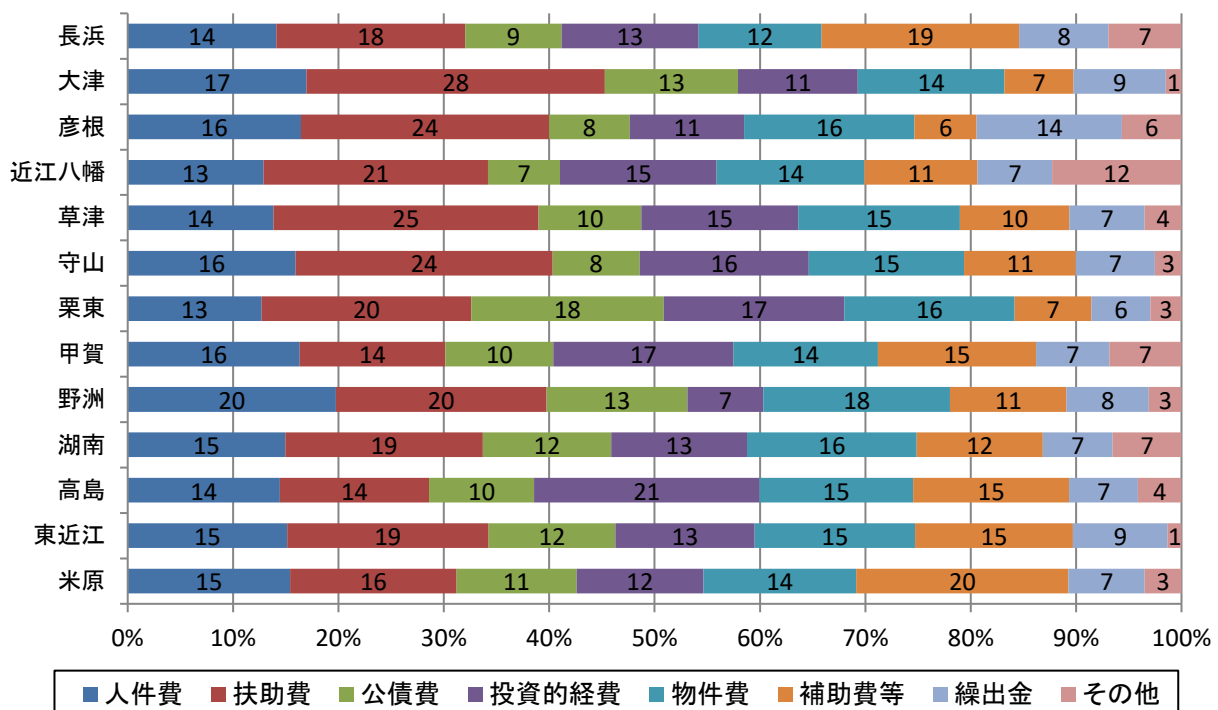
(単位：百万円)

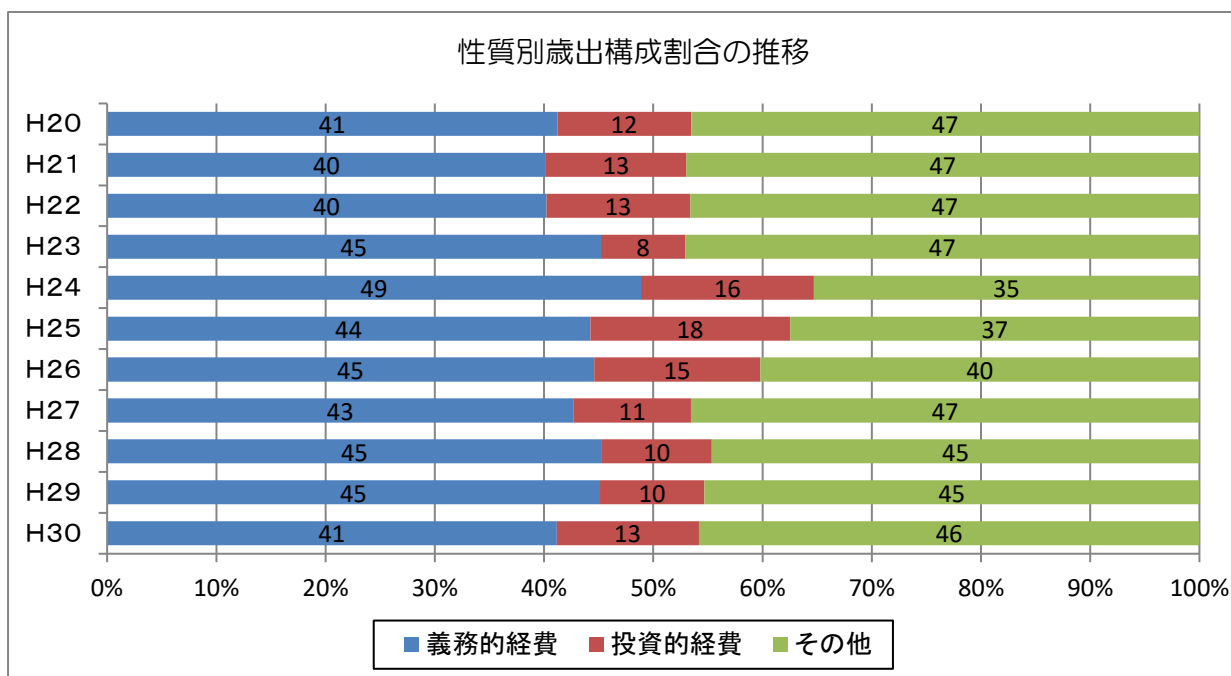
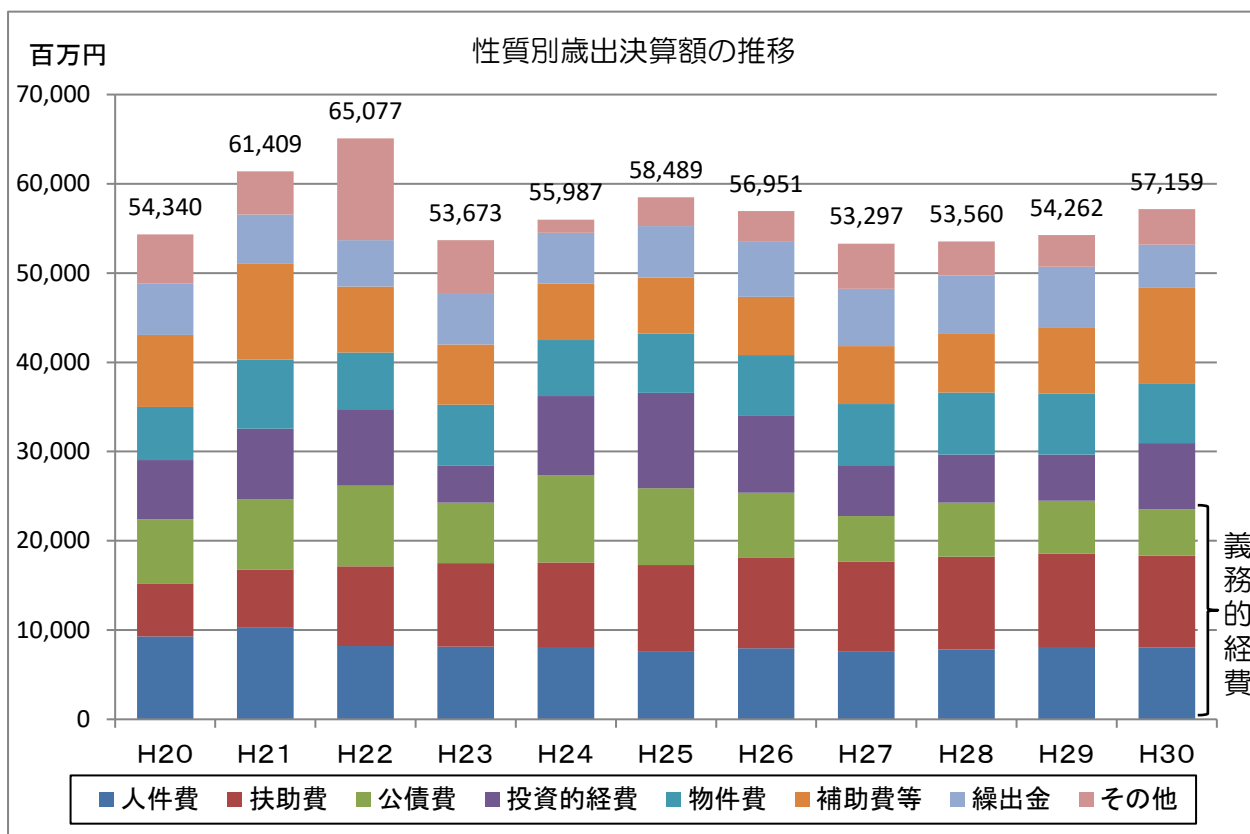
区分	H20	H25	H30
人件費	9,272	7,626	8,060
扶助費	5,901	9,652	10,256
公債費	7,230	8,600	5,213
投資的経費	6,651	10,699	7,432
物件費	5,961	6,623	6,682
補助費等	8,073	6,283	10,710
繰出金	5,719	5,787	4,847
その他	5,533	3,219	3,959
歳出総額	54,340	58,489	57,159

平成30年度歳出性質別構成割合



平成30年度性質別歳出構成割合（県内他市比較）





用語解説

義務的経費

- 人件費 職員の給与や市議会議員の報酬など人にかかる経費
- 扶助費 高齢者、しょうがいのある方、児童などを援助するための経費
- 公債費 市が借り入れた市債（市の借金）の元金や利息の返済に要する経費
- 投資的経費 施設の建設や道路の新設などの社会資本の整備にかかる経費
- 物件費 臨時職員の賃金、旅費、委託料などの消費的な経費
- 補助費等 各種団体に対する補助金や交付金、一部事務組合への負担金等
- 繰出金 特別会計に移動されて支出される経費
- その他 維持補修費、積立金、貸付金など

3 人件費

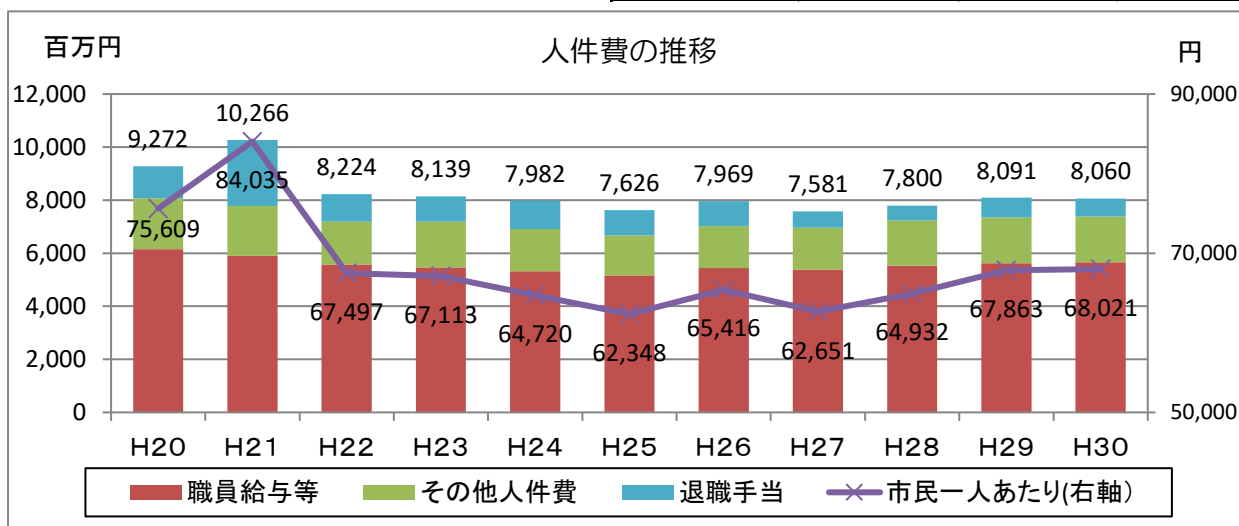
〇A L Tの外部委託等により前年度比〇. 3億円の減となりました。
〇引き続き、総人件費の縮減に努めていくこととしています。

人件費は、職員給、退職手当、委員報酬、議員報酬などから構成されています。
本市における人件費の平成30年度決算額は80.6億円で、歳出に占める割合は14%となっています。

今後も、定員の適正な管理や給与制度の見直し等による総人件費の縮減に努めていきます。

(単位：百万円)

区分	H20	H25	H30
人件費	9,272	7,626	8,060
一人あたり(円)	75,609	62,348	68,021



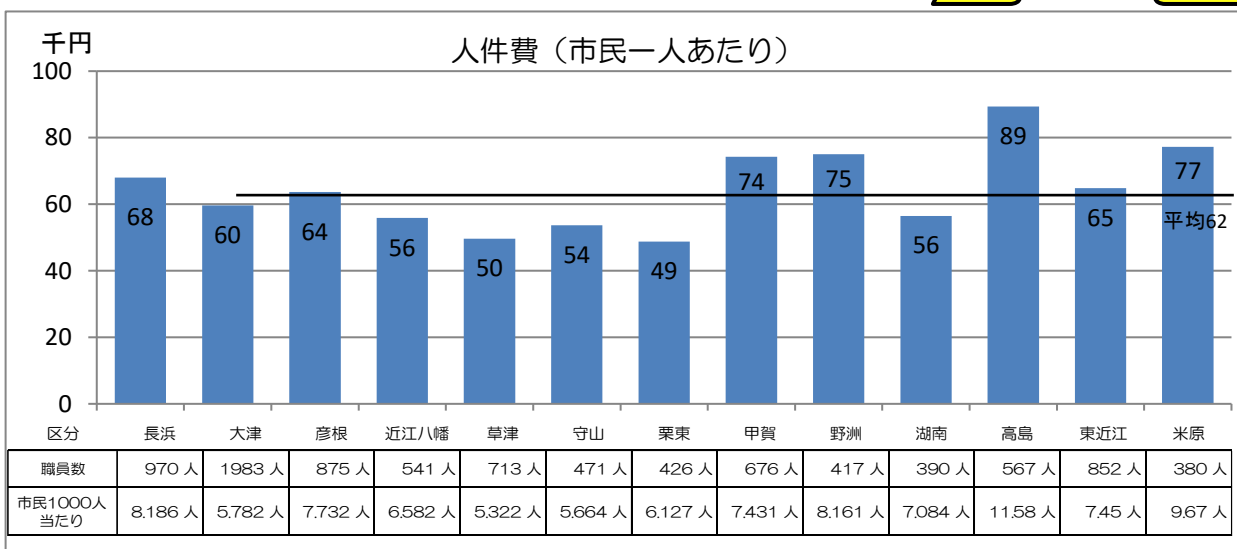
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
職員数	1,075	1,026	1,008	983	952	941	932	942	947	958	970

(単位：人)

4 県内他市との比較（人件費）

長浜市の市民一人あたりの人件費は、平成30年度で6万8千円となっています。合併をした市は、概して人件費が高くなっており、人件費の適正化を図っていく必要があります。

(県内他市中順位)
高い方から
5番目



5 投資的経費

○投資的経費は、公共施設等の建設や災害復旧の費用です。
○元浜町13番街区整備事業やながはま文化福祉プラザ整備事業等の大型建設事業の増加により、22.5億円の増加となりました。

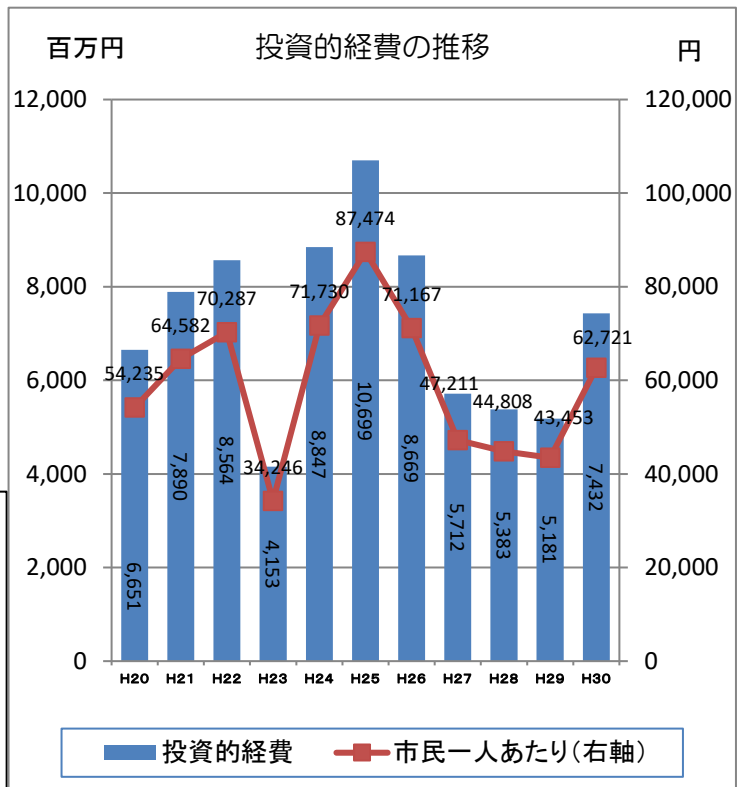
投資的経費は、公共施設、公用施設の建設に関する普通建設事業費、台風や地震等の災害による被害の復旧に関する災害復旧事業費などから構成されています。

本市における投資的経費の平成30年度決算額は74.3億円で、歳出に占める割合は13%となっています。また、前年度と比較し、合併特例措置を活用した大型建設事業等が増加したことにより22.5億円増加しました。

今後も地域経済の活性化や経済基盤整備にかかる事業に間断なく取り組んでいきます。

平成30年度の主な投資的経費（単位：千円）

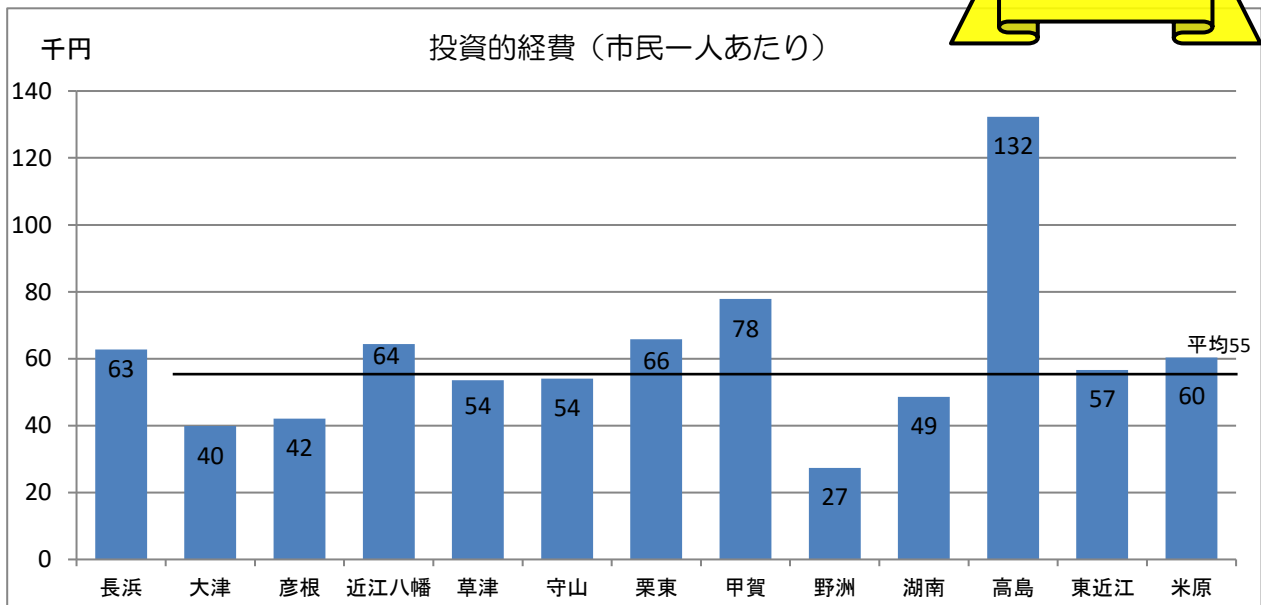
元浜町13番街区整備事業	1,491,115
ながはま文化福祉プラザ整備事業	923,208
長浜北部学校給食センター整備事業	907,121
長浜伊香ツインアリーナ整備事業	295,477



6 県内他市との比較（投資的経費）

長浜市の市民一人あたりの投資的経費は、平成30年度で6万3千円で、県内他市の中では9番目に低くなっています。

（県内他市中順位）
低い方から
9番目



7 公債費

○公債費は、地方債（市の借金）を返済する費用です。
○平成30年度についても、計画的な繰上償還の実施により、一層の財政健全化に向けた取組を進めました。

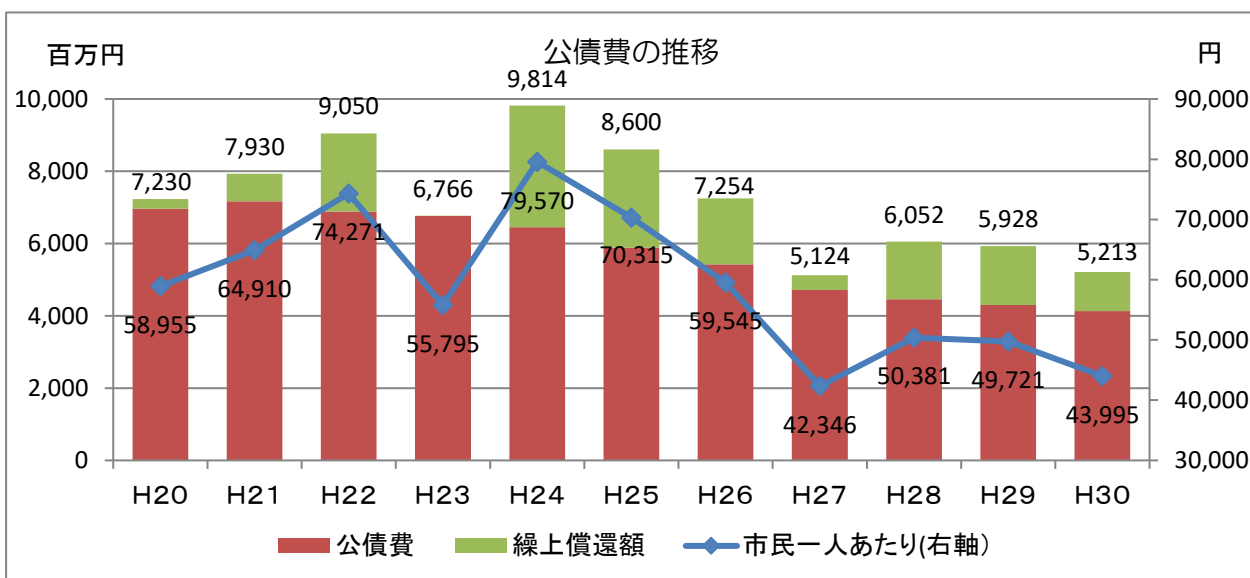
公債費は、公共施設の建設や道路の整備など、社会資本の整備に充てるために借り入れた地方債（市の借金）を返済する費用のことです。

長浜市では、これまで市債を有効かつ適正に活用することで、各種の社会資本を円滑に整備していますが、返済にかかる将来の負担も考慮しなければなりません。

こうしたことから、平成30年度も引き続き10.8億円の計画的な繰上償還を行い、市債残高の軽減をはかることができ、財政健全化を進めることができました。

(単位：百万円)

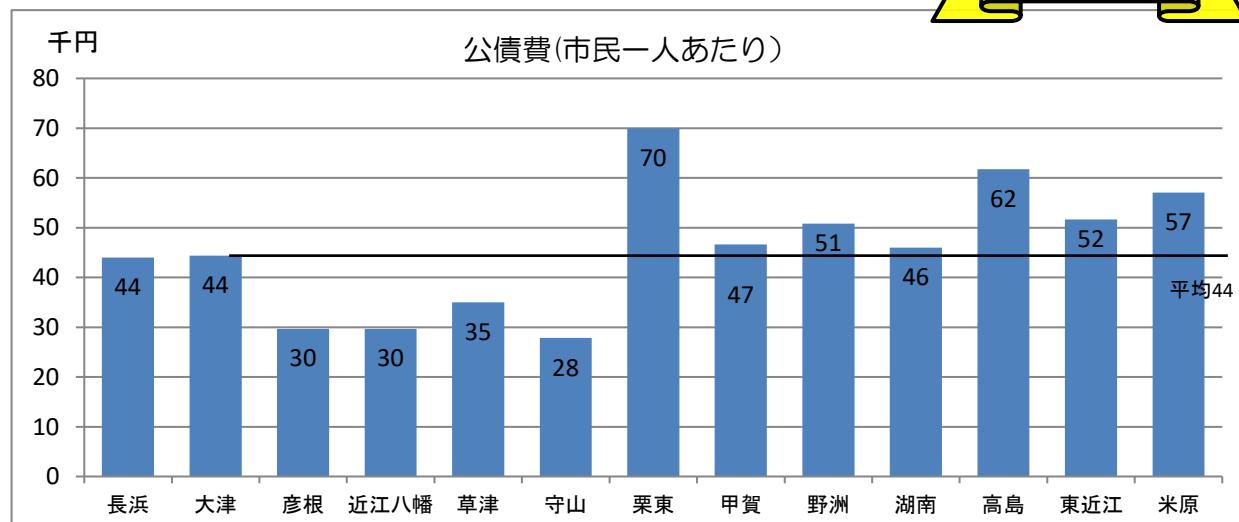
区分	H20	H25	H30
公債費	7,230	8,600	5,213
一人あたり(円)	58,955	70,315	43,995



8 県内他市との比較（公債費）

長浜市の市民一人あたりの公債費は、繰上償還の実施により平成30年度で4.4万円となっています。今後も地方債残高を減少させるため、計画的な繰上償還を実施していきます。

(県内他市中順位)
低い方から
5番目



IV 地方債の状況

1 地方債残高

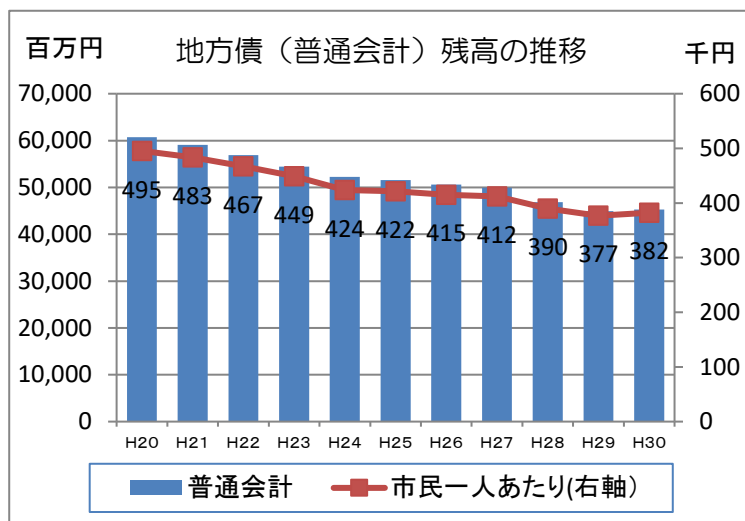
○地方債＝市の借金（ローン）です。
○公共施設などの整備を進める一方で、将来の返済を考えた適正な管理が必要です。

地方債は、一般家庭で言えば借金（ローン）に当たり、この地方債を発行することを起債と言います。

公共施設を建設する場合などは多額の費用を必要とするので、市債により借入れを行います。これには、財源を補う目的のほか、公共施設は現在だけでなく将来の世代も利用するものなので、将来世代にも広く負担してもらい、世代間の公平性を図るという意味もあります。

普通会計の地方債残高は、合併後のまちづくりに係る大型建設事業の財源として市債を活用したため、平成30年度は増加に転じましたが、計画的な繰上償還等を進めることで地方債残高の削減に努め、財政の健全化を図ります。

平成30年度末における長浜市全会計の地方債残高は、1,018.2億円です。



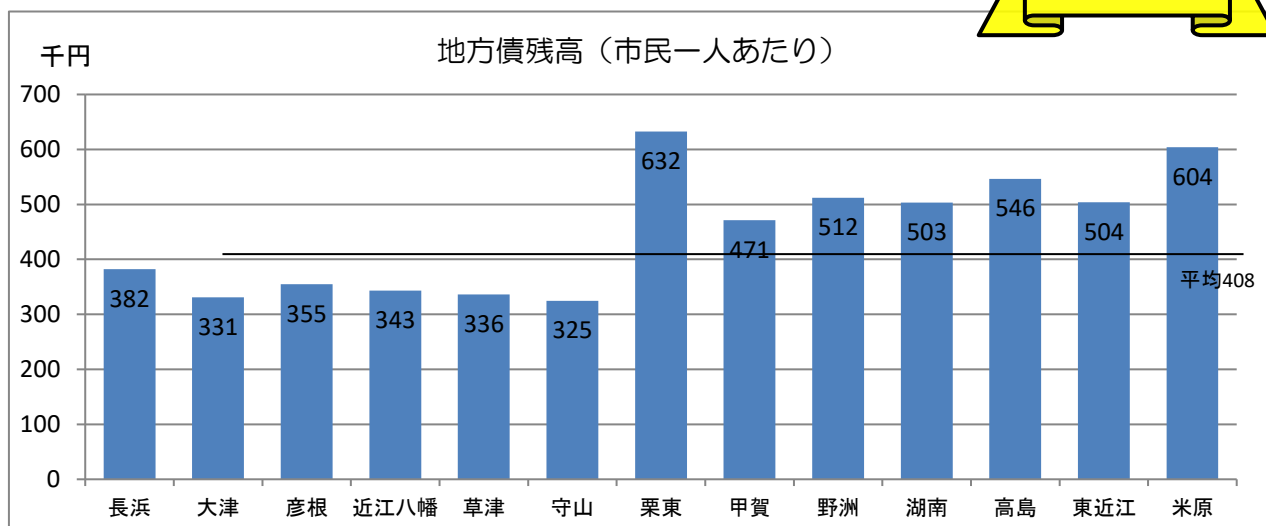
(単位：百万円)

区分	H30
普通会計	45,299
公共下水道会計	39,363
病院会計	11,698
その他	5,455
計	101,815

2 県内他市との比較（地方債残高）

長浜市の市民一人あたりの普通会計の地方債残高は、平成30年度で38万2千円で、県内他市の中では6番目に低くなっています。

(県内他市中順位)
低い方から
6番目



V 債務負担行為額の状況

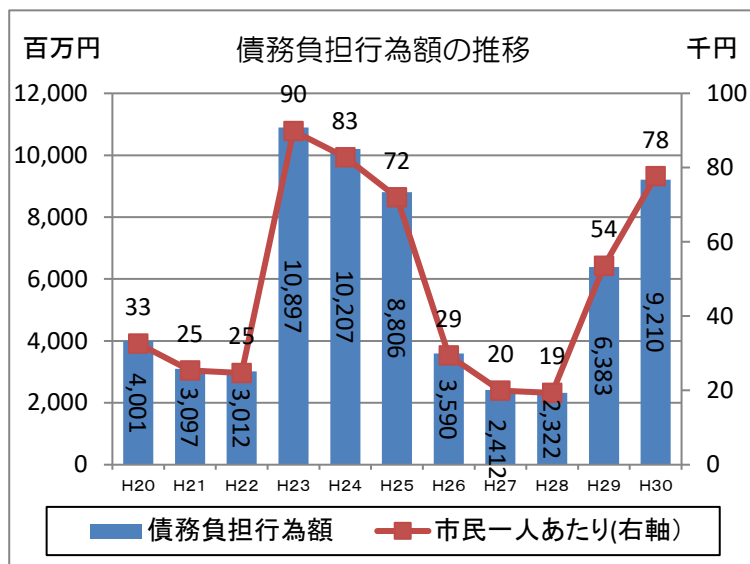
1 債務負担行為額

○債務負担行為額とは、将来の支出を約束した経費のことです。
○債務負担行為額の増加は、将来の長浜市の財政運営に大きく影響してきます。

地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。工事を行う場合、この一会計年度内に契約をして、工事を終え検査を済ませることが原則です。しかし実際には、一会計年度内に終わらない工事もありますし、長期にわたる資産形成を行う場合もあります。

このようなときに、翌年度以降に地方公共団体の支出を義務づける行為を、債務負担行為と言います。

長浜市における債務負担行為額は、平成30年度で92.1億円となっています。

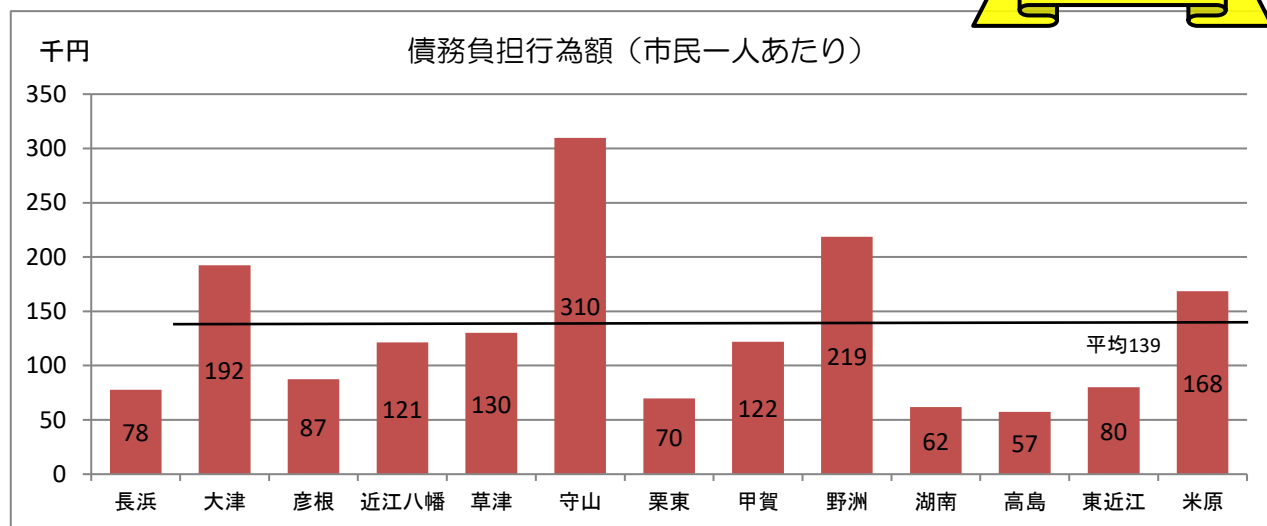


平成30年度 債務負担行為額の内訳 (単位：千円)			
社会福祉・医療	553,510	土地改良	40,050
商工・観光	237,986	都市計画	1,215,247
教育・文化	6,258,695	防災	19,742
その他	885,073		

2 県内他市との比較（債務負担行為額）

長浜市の市民一人あたりの債務負担行為額は、平成30年度で7万8千円であり、県内他市の中では4番目に低くなっています。

(県内他市中順位)
低い方から
4番目



VI 基金の状況

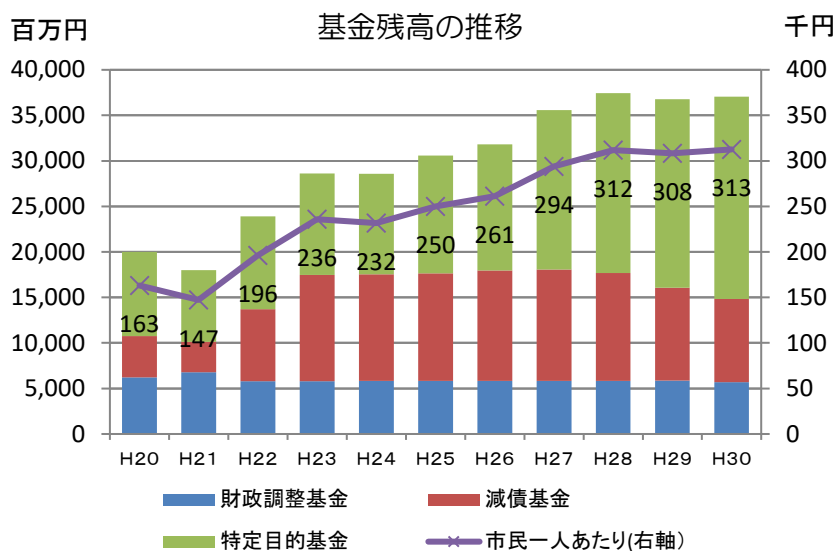
1 基金残高

○基金＝市の預金です。
○備えあれば憂いなし。公共施設の整備やまちづくりなどのために、計画的に基金を積立てていくことが大切です。

基金は、一般家庭の預金に当たるもので、年度間の財源調整を図るための「財政調整基金」、市債（市の借金）の償還に備えるための「減債基金」、特定の事業（緑化や福祉、文化振興など）に充てるための「特定目的基金」の３種類があります。

安定的な財政運営を進めるためには、特に財政調整基金（家庭で言えば、いつでも自由に使える普通預金）を計画的に確保する必要があります。

長浜市における平成30年度末の基金残高は、370.4億円となっています。



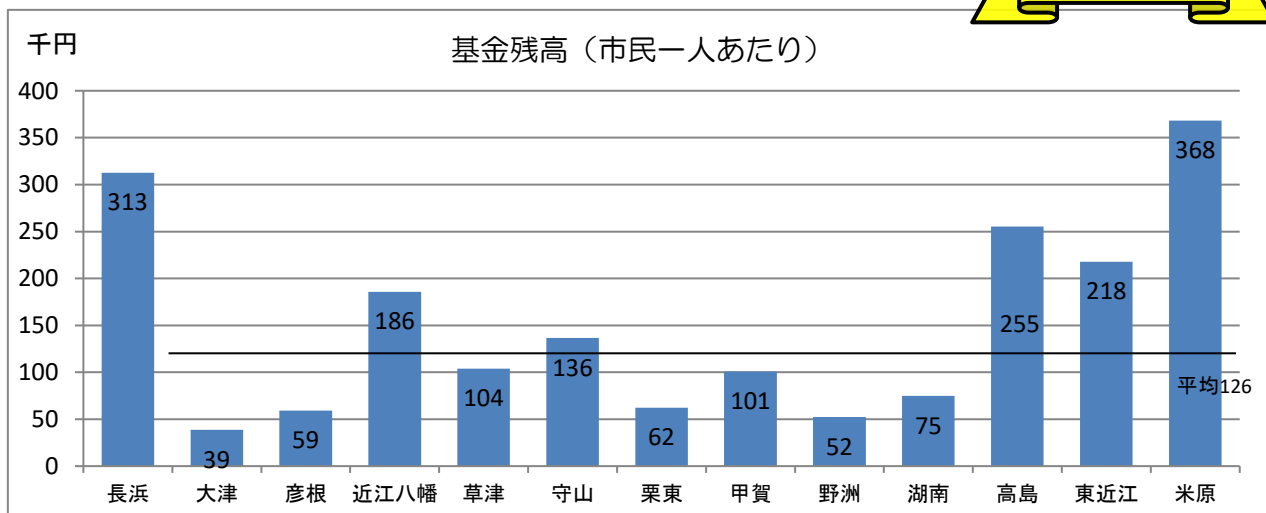
(単位：百万円)

区分	H20	H25	H30
財政調整基金	6,219	5,827	5,688
減債基金	4,522	11,831	9,161
特定目的基金	9,260	12,922	22,190
計	20,001	30,579	37,039

2 県内他市との比較（基金残高）

長浜市の市民一人あたりの基金残高は、平成30年度で31万3千円で、県内他市の中では、2番目に高くなっています。

(県内他市中順位)
高い方から
2番目



VII 主な財政指数

*合併前の年度において、算定できない財政指数があります。

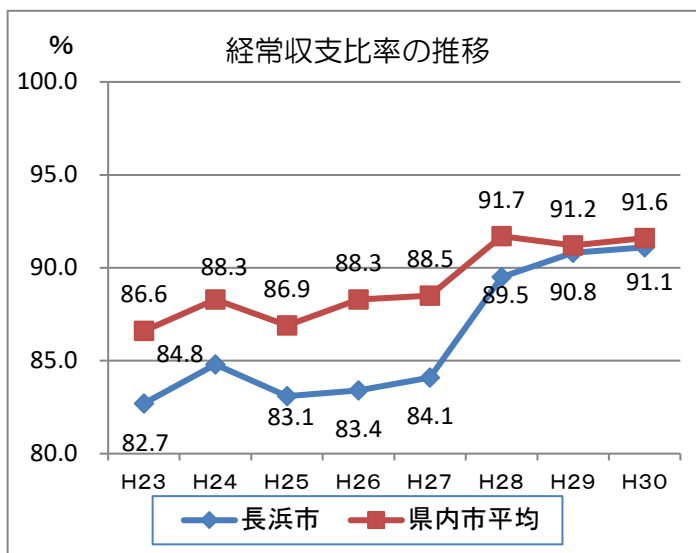
1 経常収支比率

地方公共団体の財政にどれだけ自由に使えるお金があるのかを示す指標

経常収支比率とは、経常的な経費（人件費・扶助費・公債費などの毎年継続して支出される経費）が、経常的な一般財源（市税・地方交付税など毎年度収入があり、使い道を制限されずに自由に使うことのできる財源）に占める割合を見る指標です。

この比率は、財政構造の弾力性を測るのに用いられ、数値が低いほど、急な支出に対応しやすいことを示しています。

平成30年度決算では、91.1%となっており、県内市平均を下回っています。



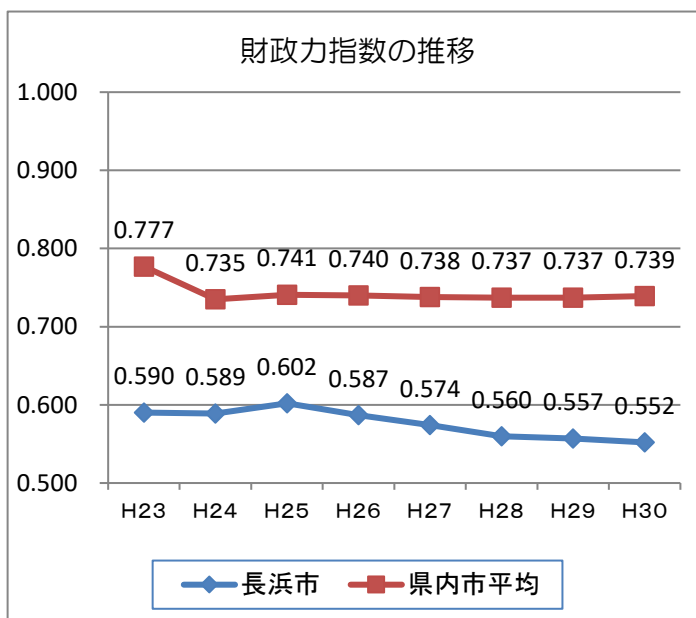
2 財政力指数

標準以上の行政サービスを提供できる余裕財源があるのかを示す指標

基準財政収入額（地方公共団体の標準的な一般財源収入額として算定した額）を基準財政需要額（地方公共団体が標準的な行政サービスを行うために用意しなければならない財源）で割った数値で、過去3年間の平均値を用います。

この指数が1を超える団体は、普通交付税の交付を受けていない財政力の豊かな団体であるといえます。

平成30年度決算では、0.552となっており、県内市平均を下回っています。



VIII 健全化判断比率・資金不足比率

1 地方公共団体財政健全化法

○市は、毎年度、健全化判断比率等を公表する必要があります。
○健全化判断比率が一定以上悪化した場合は、財政健全化計画・財政再生計画の策定等が義務付けられています。

平成19年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されたことに伴い、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）と公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられました。

また、健全化判断比率が一定以上悪化した場合は、財政健全化計画・財政再生計画（資金不足比率の場合は経営健全化計画）の策定が義務付けられ、財政の早期健全化や再生についての制度が整備されました。

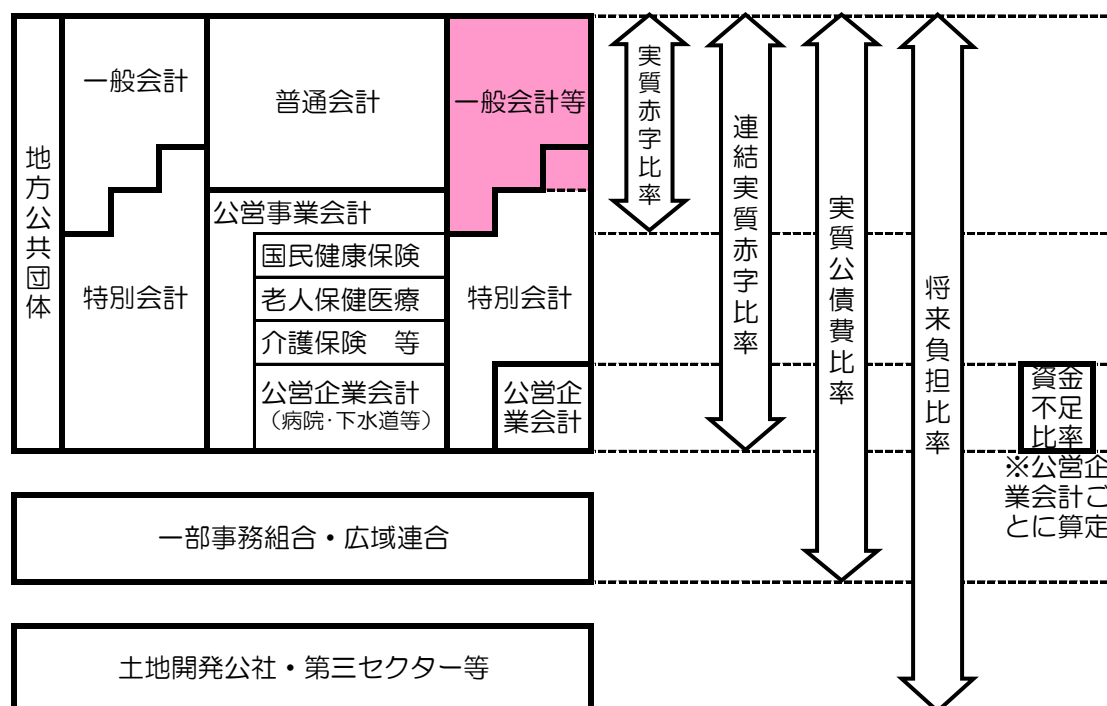
以下では財政健全化法に基づき、平成30年度決算を用いて算定した健全化判断比率・資金不足比率について、紹介していきます。

2 対象とする範囲

○実質公債費比率や将来負担比率は、地方公共団体以外の団体における債務に対する負担も算定します。
○今後、総合的な財政の健全化に取り組んでいく必要があります。

健全化判断比率の対象となる範囲は、下図のとおりです。

実質公債費比率や将来負担比率は、一部事務組合や地方公社・第三セクター等への債務についても算定基礎に含まれることから、今後は、これらを含めた総合的な財政の健全化に取り組んでいく必要があります。



3 実質赤字比率

○福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す指標

地方公共団体の会計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則ですが、歳入が歳出に不足すると赤字が発生します。これを解消できないと翌年度に繰り越されますが、翌年度においてもその分の赤字が解消できないと更に繰り越され、赤字額が累積していくことになります。

この赤字の程度を示すのが「実質赤字比率」です。

	実質赤字比率
平成30年度	—
早期健全化基準	11.65
財政再生基準	20.00

4 連結実質赤字比率

○全会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示す指標

地方公共団体の会計は、一般会計や特別会計のように、複数の会計に分かれています。しかし、会計が分かれていても地方公共団体としての法人は一つですから、ある会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、全体としては、財政状況がいいとは言えません。

そこで、それぞれの会計の赤字と黒字を合算して、その団体全体の赤字の程度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

	連結実質赤字比率
平成30年度	—
早期健全化基準	16.65
財政再生基準	30.00

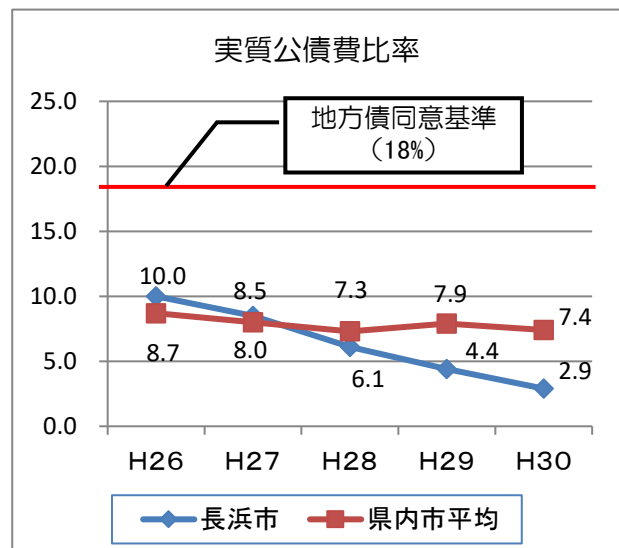
5 実質公債費比率

○借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、地方公共団体における公債費等による財政負担の度合いを判断する指標
○起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる指標

一般会計等の公債費は、当然、一般会計等の義務的な負担になりますが、公営企業等他の会計の公債費に対して一般会計等から繰り出す経費や、一部事務組合等により整備した施設に係る負担金なども一般会計等の義務的な負担となります。

このため、こうした公債費に準じた経費も公債費に加算し、実質的な公債費を算出して指標化したものが「実質公債費比率」です。

平成29年度	4.4
平成30年度	2.9
早期健全化基準	25.0
財政再生基準	35.0



6 将来負担比率

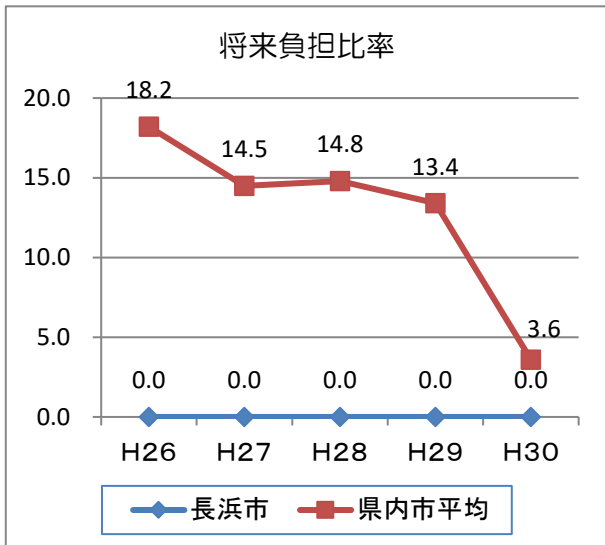
○地方公共団体の地方債や債務負担行為などの現時点で残高の程度を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標

地方公共団体が将来支払っていく負債には、一般会計等の地方債残高のほか、債務負担行為や公営企業等の会計の地方債残高のうち一般会計等が負担するもの、あるいは、一部事務組合等により整備した施設に係る地方債のうち、その団体の負担分などがあります。

また、土地開発公社や第三セクター等の負債のうち、地方公共団体がその損失の補償をする契約をしているものについても、公社等の経営状況によっては、将来負担しなくてはならないことがあります。

こうしたものも含め、現時点で想定される将来負担の程度を指標化したものが「将来負担比率」です。

なお、この将来の負担額の計算にあたっては、将来負担額に充てることができる基金などは、控除することとしています。



平成29年度	—
平成30年度	—
早期健全化基準	350.0

7 資金不足比率

○公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す指標

公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入に対する資金不足規模で表したのが資金不足比率です。この比率が高いほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなり、公営企業として経営状況に問題があることとなります。

なお、資金不足額を計算する場合には、将来の料金収入等で解消することが予定されている資金不足については、計算上差し引くこととしています。

平成30年度	資金不足比率
病院事業	—
老人保健施設事業	—
公共下水道事業	—
農業集落排水事業	—

経営健全化基準	20
---------	----



- 長浜市の健全化判断比率・資金不足比率は、いずれも早期健全化基準を下回っていますが、財政運営上問題がないということではありません。
- このため、現下の厳しい財政状況を踏まえ、行政改革を推進するなど、引き続き、効率的で持続可能な財政への転換を図っていくことが必要です。



長浜市
NAGAHAMA